

令和7年度 第2回千早赤阪村地域公共交通協議会

日 時：令和7年10月3日（金）午後3時～
場 所：千早赤阪村役場 2階会議室A・B

次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 会長の就任について

4. 議 題

(1) 自家用有償の登録更新（案）について・・・・・・・・・・【資料1】

(2) 令和7年度補正予算（案）について・・・・・・・・・・【資料2】

5. 報 告

(1) 南海バス株式会社のダイヤ改正等における地域公共交通
計画変更認定申請について・・・・・・・・・・【資料3】

(2) 地域公共交通利用料助成事業における協力事業者の拡大
について・・・・・・・・・・【資料4】

(3) 地域公共交通利用料助成事業のデジタル利用券の進捗に
ついて・・・・・・・・・・【資料5】

(4) その他

・ 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交
通活性化協議会の動きについて・・・・・・・・・・【資料6】

6. 閉 会

<配布資料一覧>

千早赤阪村地域公共交通協議会委員名簿

配席図

資料1 自家用有償の登録更新（案）について

資料2 令和7年度補正予算（案）について

資料3 南海バス株式会社のダイヤ改正等における地域公共交通計画変更認定申請
について

資料4 地域公共交通利用助成事業の協力事業者の拡大について

資料5 地域公共交通利用料助成事業のデジタル利用券の進捗について

資料6 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会の
動きについて

参考資料1 千早赤阪村地域公共交通協議会条例

令和7年度千早赤阪村地域公共交通協議会委員名簿

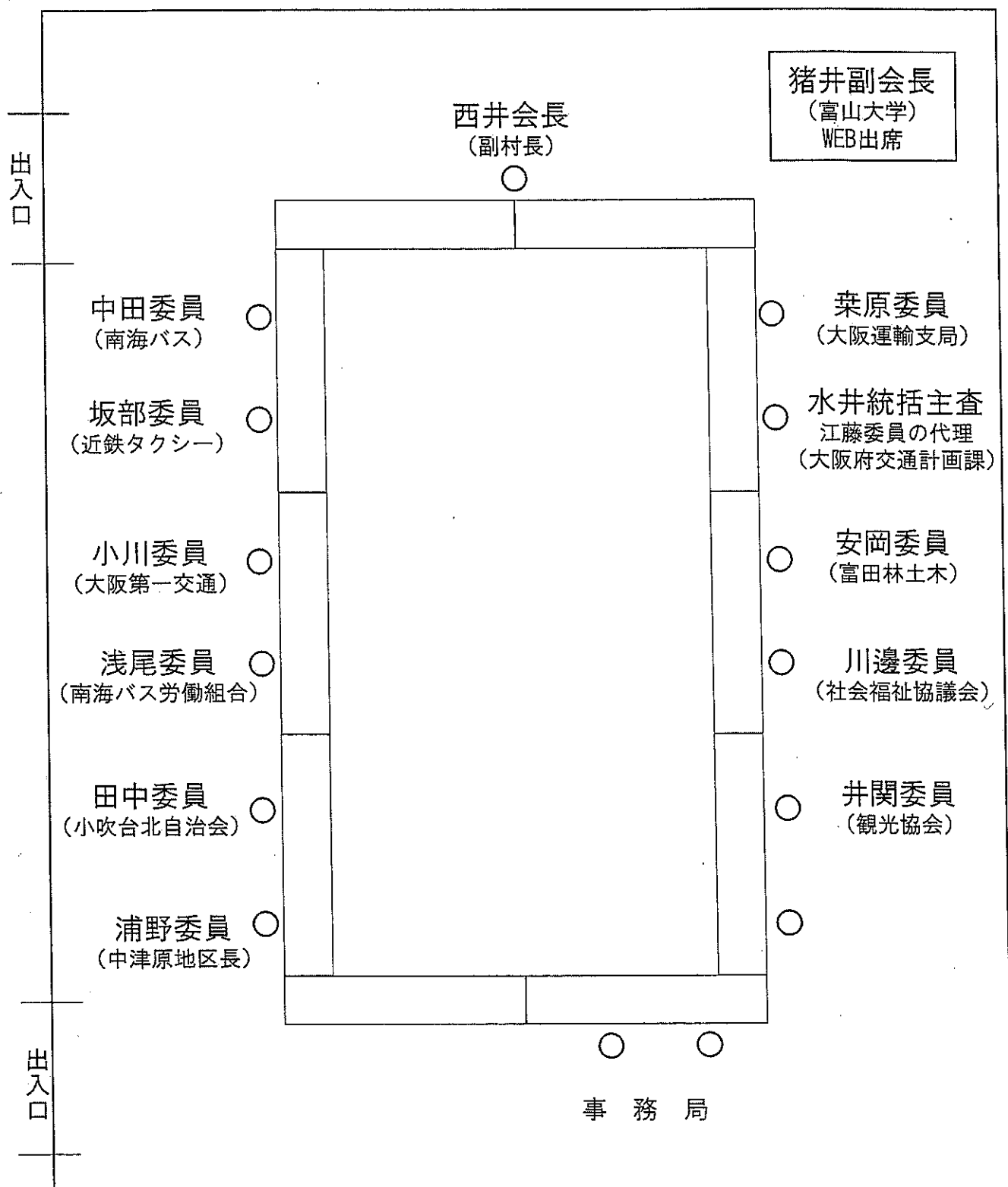
令和7年8月23日現在

役 職	区 分	氏 名	摘 要	任 期
会 長	第4条第2項第1号 千早赤阪村	西 井 秀 孝	千早赤阪村副村長	令和7年7月1日から 令和9年6月30日まで
副会長 会長 職務代理	第4条第2項第2号 学識経験者	猪 井 博 登	富山大学都市デザイン学部 准教授	令和7年8月23日から 令和9年8月22日まで
	第4条第2項第3号 公共交通事業者 及び 公共交通事業者の 運転手が組織する団体	中 田 幸 宏	南海バス株式会社 企画部 企画課長	令和7年4月1日から 令和7年12月5日まで
		坂 部 英 嗣	近鉄タクシー株式会社 南大阪総合営業所長	令和5年12月6日から 令和7年12月5日まで
		小 川 和 彦	大阪第一交通株式会社 営業推進室 課長	令和5年12月6日から 令和7年12月5日まで
		浅 尾 聖 二	南海バス労働組合 組合委員	令和6年7月1日から 令和7年12月5日まで
監 事	第4条第2項第4号 住民、公共交通利用者	田 中 伸 義	小吹台北自治会長	令和7年4月1日から 令和7年12月5日まで
		浦 野 功	中津原地区長	令和5年12月6日から 令和7年12月5日まで
	第4条第2項第5号 商工事業者 及び 関係団体	川 邊 清	千早赤阪村社会福祉協議会長	令和5年12月6日から 令和7年12月5日まで
		井 関 弘 明	富田林商工会 千早赤阪村観光協会 有限会社千早川養鱒場	令和5年12月6日から 令和7年12月5日まで
	第4条第2項第6号 近畿運輸局、大阪府、 道路管理者及び、公安委員会	田 中 郁 代	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局総務企画部門 首席運輸企画専門官	令和7年4月1日から 令和7年12月5日まで
		栗 原 岳 志	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局輸送部門 首席運輸企画専門官	令和7年4月1日から 令和7年12月5日まで
		江 藤 良 介	大阪府都市整備部 交通戦略室交通計画課長	令和6年 4月1日から 令和7年12月5日まで
監 事		安 岡 政 光	大阪府富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援・企画課長	令和7年4月1日から 令和7年12月5日まで
		大 上 浩 章	大阪府警察本部 富田林警察署 交通課長	令和6年 3月26日から 令和7年12月 5日まで

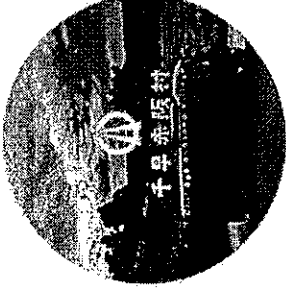
令和7年度第2回千早赤阪村地域公共交通協議会 配席図

日時: 令和7年10月3日 15:00～

場所: 千早赤阪村役場2階会議室A・B



大阪唯一
の村



自家用有償の登録更新（案）について

令和7年10月3日
千早赤阪村 地域公共交通協議会

1.1-1.1. 自家用有償旅客運送の更新申請

村では、公共交通空白地域の移動手段確保を目的として、令和5年度12月から自家用有償旅客運送制度を導入し、地域住民の移動支援を行ってきました。制度開始から2年が経過し、運行実績や利用者の声を踏まえ、引き続き制度を継続・更新する必要があるため、本協議会にて承認を求めるものです。

1-2.更新内容の詳細

- ・更新期間：令和7年12月15日～令和9年12月14日（2年間）
- ・運行体制：現行通り継続（委託先変更なし）
- ・委託先：大新東株式会社
- ・根拠法令：道路運送法第78条

1-3. 千早赤阪村村内のコミュニティバスの運行状況

千早赤阪村地域公共交通協議会・富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会が運営するコミュニティバスを運行

路線	区間	運行時間	便数	運行者
千早線	富田林駅～中学校前	6時台～20時台	12便	南海バス
	富田林駅～中学校前	7時台～8時台 17時台～22時台	7便	★千早赤阪村
	中学校前～金剛登山口	5時台～20時台	12便	★千早赤阪村
	富田林駅～東水分	7時台～21時台	7便	河南町
白木線	東水分～富田林駅	6時台～19時台	6便	河南町

1-3-2. 千早線（千早赤阪村立中学校前～金剛登山口）の詳細

項目	詳細
路線又は区域	千早線（千早赤阪村立中学校前～金剛登山口）
運行形態	自家用有償旅客運送
運行態様	路線定期運行
運行計画	運行時刻：5時台～20時台 運行回数：上り12便、下り12便
使用車両	小型車両（20人程度乗車）
運賃	変更なし
運行事業者	千早赤阪村

2-1. 令和5年度の運行実績について

	富田林駅～中学校前		中学校前～金剛登山口	
令和5年度	乗車人数	運賃	乗車人数	運賃
12月	849人	156,830円	340人	43,040円
1月	2,571人	384,810円	1,116人	137,770円
2月	2,764人	374,280円	926人	106,510円
3月	2,713人	375,200円	1,017人	130,310円
令和5年度合計	8,897人	1,291,120円	3,399人	417,630円

※運賃には定期券の費用は含まれておりません。

2-2. 令和6年度の運行実績について（上期）

富田林駅～中学校前			中学校前～金剛登山口	
令和6年度	乗車人数	運賃	乗車人数	運賃
4月	3,127人	416,460円	1,109人	136,070円
5月	3,190人	400,730円	1,092人	132,950円
6月	2,970人	366,925円	1,092人	127,450円
7月	3,164人	380,060円	1,029人	129,900円
8月	2,565人	322,590円	980人	124,330円
9月	2,739人	319,510円	982人	124,770円
上期合計	17,755人	2,206,275円	6,284人	775,470円

※運賃には定期券の費用は含まれておりません。

2-3. 令和6年度の運行実績について（下期）

令和6年度	富田林駅～中学校前		中学校前～金剛登山口	
	乗車人数	運賃	乗車人数	運賃
10月	3,078人	389,045円	973人	114,400円
11月	2,795人	375,180円	922人	119,640円
12月	2,722人	383,780円	968人	135,710円
1月	2,669人	347,160円	1,073人	152,200円
2月	2,482人	329,780円	1,103人	152,860円
3月	2,754人	363,780円	907人	119,880円
下期合計	16,500人	2,188,725円	5,946人	794,690円
令和6年度合計	34,255人	4,395,000円	12,230人	1,570,160円

※運賃には定期券の費用は含まれておりません。

2-4. 令和7年度の運行実績について（上期）

令7年度	富田林駅～中学校前		中学校前～金剛登山口	
	乗車人数	運賃	乗車人数	運賃
4月	2,710人	362,830円	917人	124,890円
5月	2,841人	354,100円	859人	116,050円
6月	2,844人	349,740円	811人	113,610円
7月	2,856人	347,540円	731人	101,350円
8月	2,437人	308,830円	744人	109,900円
9月	2,521人	312,790円	745人	99,580円
上期合計	16,209人	2,035,830円	4,807人	665,380円
2年間の合計	59,361人	7,721,950円	20,436人	2,653,170円

※運賃には定期券の費用は含まれておりません。

令和7年度 補正予算 (案) について

(円)

○歳入の部

科目	予算額	補正額	計	説明
補助金	1,000,000	4,356,000	5,356,000	地域公共交通確保維持事業補助金
繰越金	76	0	76	村補助金
雑入	0	0	0	預金利息
歳入合計	1,000,076	4,356,000	5,356,076	

(円)

○歳出の部

科目	予算額	補正額	計	説明
事業費	1,000,000	4,354,000	5,354,000	地域公共交通確保維持事業補助金
手数料	2,000	2,000	2,000	振込手数料
歳出合計	1,000,000	4,356,000	5,356,000	

令和7年度 補正予算 (案) について

補 正 内 容

令和7年度地域公共交通確保維持事業(事業実施期間R6年10月～R7年9月)において、補助金交付申請を行うにあたり、当初に提出した令和7年度地域公共交通計画認定申請時の金額に補正するものです。
また、補助金を事業者への振込手数料について補正します。

積 算 内 容

○歳入

項目	金額	説明
補助金	5,356,000円	地域公共交通確保維持事業幹線補助金 2,465,000円 地域公共交通確保維持事業ファイター補助金 2,889,000円
		振込手数料 2,000円

○歳出

項目	金額	説明
事業費	5,354,000円	地域公共交通確保維持事業幹線補助金 2,465,000円 地域公共交通確保維持事業ファイター補助金 2,889,000円
手数料	2,000円	振込手数料 2,000円

南海バス株式会社のダイヤ改正等における地域公共交通計画



大阪唯一の村

千早赤阪村
Chihaya Akasaka Village

変更認定申請について（報告）

南海バス（株）において令和7年10月1日実施の河内長野市内のダイヤ改正及び路線再編に伴い、小深線・小吹台団地線における運行内容に変更が生じたため、令和8年度地域間幹線確保維持計画を下記のとおり変更するものです。

項目	変更前	変更後	変更率	備考
1日当たり計画運行回数	小深線 (日東町東口系統)	8.6回	9.1回	5.8%
	小吹台団地線	19.4回	18.4回	▲5.2%
計画運行日数	小深線 (日東町東口系統)	365日	365日	0.0%
	小吹台団地線	365日	365日	0.0%
キロ程	小深線 (日東町東口系統)	25,977.6km	27,502.8km	5.9%
	小吹台団地線	14,214.0km	13,484.0km	▲5.1%
計画額の総額	—	1,437.0千円	1,517.0千円	5.6%

地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

①趣旨

- 地域公共交通確保維持事業実施要領の規定により、地域公共交通計画の軽微な変更について、あらかじめ協議会において包括的な合意が得られている場合は、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の協議を経たものとして取り扱うことができることから、包括的な合意を得るもの

②軽微な変更内容

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
 - 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
 - 各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
 - 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減
- ただし、上記内容の変更を行った地域公共交通計画については、協議会構成員において情報共有することが必要です。

令和7年度第1回協議会にて包括的な合意について了承済み

地域公共交通利用料助成事業における協力事業者の拡大について(報告)

本事業における協力事業者は、現在、タクシー事業者2社、バス事業者1社の3社である。このような状況のもと、村内の高齢化率は上昇しており、日常の買い物支援や車いすでの利用などニーズも多様化してきている状況である。本村としてもこのようなニーズに対応するべく、さらなる担い手を確保するため、協力事業者として村内に事業所がある介護福祉タクシー事業者の拡大を図る。

- 対象事業者：村内に事業所があり、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送業の許可を受けた事業者

スケジュール

7

募集開始

8

募集締め切り

9

業務内容の
・ 契約締結確認

10

事業開始

11

12

1

2

3

地域公共交通利用料助成事業における協力事業者の拡大について(報告)

令和7年7月1日より千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者募集要領に基づき協力事業者を公募したところ、村内に事業所がある2社より登録申請があり、事業者の登録を進めている。

事業者	本社住所	営業所	営業所住所	許可番号
株式会社時専	大阪府羽曳野市高鷲 10丁目8番18号	スターゲアタクシー	大阪府南河内郡 千早赤阪村大字 小吹25番1	大運輸2341号
坊ちゃん福祉タクシー	大阪府南河内郡 千早赤阪村大字 小吹68番地の339	—	—	近運自二第1114号

地域公共交通利用料助成事業のデジタル利用券の進捗について(報告)

本人が操作

本人が操作

本人が操作

10:10 千早赤阪村 機能一覧

赤坂太郎さん

デジタルタクシーチケット

残り 10 枚

次へ

利用履歴

10:10 千早赤阪村 機能一覧

日付を選ぶ

2025年6月10日

タクシー会社を選ぶ

大阪第一交通

利用チケット数を選ぶ

2

残り枚数: 10

次へ

10:10 千早赤阪村 機能一覧

内容をご確認ください

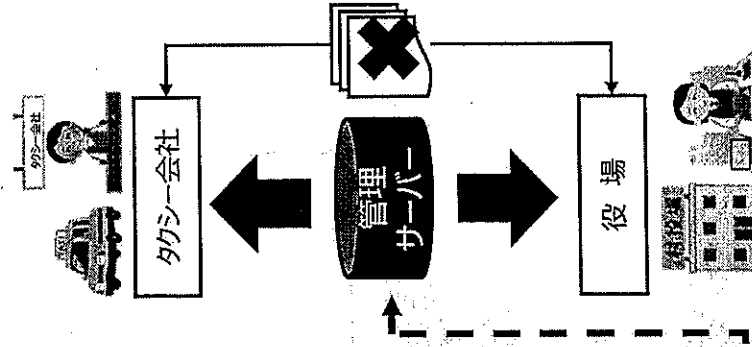
日付付
2025年6月10日

タクシー会社
大阪第一交通

利用チケット数
2枚

合計: 1,000円分

確定する



残数 反映

地域公共交通利用料助成事業のデジタル利用券の進捗について(報告)

1 申請

申請者へ利用券を
紙で配布



2 利用券利用

① 乗車前に利用券を提示



② 乗車料金の支払い

注1) 3枚まで使用可 / 1乗車につき

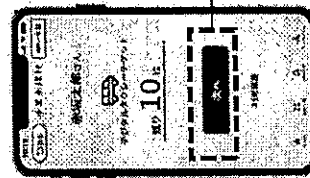
注2) 乗車料金を越える利用券は使用できません。

枚数をカウントし
月次で請求

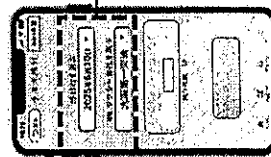


3 料金精算

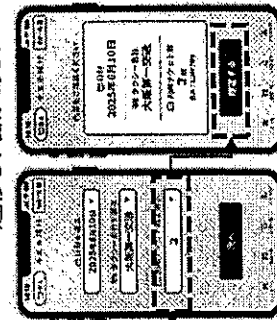
申請者のアプリに
デジタル利用券を配布



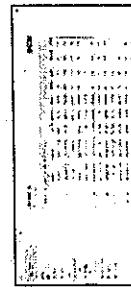
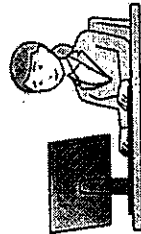
デジタル利用券画面を開き
車両QRコードを読み取ると
日付と事業者名が自動で反映



利用者がチケット枚数を選択、
運転手と相対確認をして
確定するボタンを押して
利用券を利用する。
チケット消化したら確定画面へ
遷移し、音が鳴る。



役場 事業者双方で
利用実績を確認



デジタルチケット

現在

地域公共交通利用料助成事業のデジタル利用券の進捗について(報告)

スケジュール												
項目	日程	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
既存交通事業者への説明会	9/10 (水)		★									
区長会説明	10/28 (火)			★								
開発												
住民周知												
実証・効果検証												
本番運用開始												★



富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化

協議会の動きについて（報告）

金剛ふるさとバスミステリーツアーイベント開催について

概要

- ・開催日：11月24日（祝日）
- ・対象者：千早赤阪村、富田林市、太子町、河南町内在住の小学生と保護者
- ・定員：40組（1組あたり小学生1人、保護者1人）
- ・参加費：無料 ※金剛ふるさとバスフリー乗車券（11月発売予定）の別途購入必要
- ・申込期間：10月1日（水）から10月15日（水）まで

○千早赤阪村地域公共交通協議会条例

平成26年 3 月31日 条例第 4 号

改正

平成30年 1 月12日 条例第 2 号

令和 5 年 3 月30日 条例第 7 号

千早赤阪村地域公共交通協議会条例

(目的)

第 1 条 千早赤阪村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地千早赤阪村役場内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 千早赤阪村
- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体
- (4) 住民、公共交通利用者
- (5) 商工事業者及び関係団体

(6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会

(7) 前各号に掲げる者のほか村長が必要と認める者

3 千早赤阪村は、協議会を主宰する。

4 委員は、第2項各号の区分に応じ、村長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員のうち行政機関等の職員については、前項の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、第4条第2項第1号委員とする。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の額は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例（昭和35年千早赤阪村条例第2号）の定めるところによる。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あ

らかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 前五項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見の聴取等)

第11条 協議会は、委員のほか、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第12条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営そのほか必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、千早赤阪村地域公共交通担当課内に事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほかの事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納そのほか財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

